

令和7年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月11日（水曜日）

10時00分開議

10時43分閉会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	藤崎源彦
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	野村安夫	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画振興課長	荒木紀和	農林課長	奥田誠
町民課長	井上竜一	医療保険課長	西森秀成
健康福祉課長	日浦けさお	建設課長	神岡孝司
会計管理者兼出納室長	福原和美	教育次長	吉川毅
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也	池川総合支所長兼池川地域課長	井上健一

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	田村沙織
--------	------	----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第2号の質疑を終結します。

報告第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 2号と3号で併せて、道路の事故が前回より続いていると思うんですが、対策等考えていますか。

○議長 執行部、答弁。神岡建設課長。

○神岡建設課長 ご質問にお答えします。

常に現場に行くときには見回り等をしておるんですけど、この別枝の分は多分、イノシシが落とした分だと思うんですけど、なかなか見回っても防げないものもあるんですけど、台風の後とか豪雨の後とか見回りをして、一応管理はしておるんですが、なかなか防げない部分もあります。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第3号の質疑を終結します。

報告第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第4号の質疑を終結します。

報告第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第5号の質疑を終結します。

報告第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第6号の質疑を終結します。
報告第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第7号の質疑を終結します。
報告第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第8号の質疑を終結します。
報告第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第9号の質疑を終結します。
報告第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第10号の質疑を終結します。
議案第39号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第39号の質疑を終結します。
議案第40号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第40号の質疑を終結します。
議案第41号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第41号の質疑を終結します。
議案第42号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第42号の質疑を終結します。
議案第43号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。野村安夫君。

○9番 地域づくり事業補助金、この具体的な説明をよろしくお願いします。

それと、今、国会で物価高騰対策やっております。いろいろ自民党、立憲民主党、いろいろから案が出ています。給付金ですかね、それと消費税の減税、いろいろ出ています。町として独自の対策はないか、お伺いいたします。町長並びに両支所長、池川支所長、仁

淀支所長、ひとつよろしくをお願いします。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 まず、12ページの委託料、それから負担金補助及び交付金についてご説明します。

まず、委託料のほうについてですが、仁淀川町公共交通網再構築調査等事業といたしまして、町内路線の再編に向けまして、より詳細な町民の移動ニーズ把握に取り組むための財源として国の補助事業を活用するものでございまして、10分の10で当て込んでおるものでございます。調査費用ということでございます。

それから、地域づくり事業費補助金、コミュニティ助成事業ですが、これは長者地域におけます音響システムの購入の費用に充てるものでございまして、いわゆる宝くじ事業の中にありますコミュニティ助成事業というものを活用することにしております。この部分につきましても、一応10分の10ということで充て込んでいる事業でございます。

以上です。

○議長 古味町長。

○町長 お答えいたします。

給付金の関係なんですけれど、国のほうも制度を創設しようとしておりますので、国の給付金制度、これを見極めながら、町のほうもそれに対して実施していきたいと考えております。

○議長 井上池川総合支所長兼池川地域課長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 野村議員の質問にお答えいたします。

池川総合支所といたしましても、ただいま町長がご回答させていただいたとおりの内容となります。

以上です。

○議長 片岡仁淀総合支所長兼仁淀地域課長。

○片岡仁淀総合支所長兼仁淀地域課長 ご質問にお答えいたします。

仁淀総合支所といたしましても、先ほど町長のお答えになった件と同じ内容になると思います。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○9番 今、本当に住民、国民、仁淀川町の住民、大変苦勞しております。物価高になっ

て、お米の問題、いろいろ大変でございます。そんな時期に町として1つも対策がないのか、本当に寂しい限りでございますが、ひとつこれといったアイデアがないか。副町長、総務課長、ありませんかね。

○議長 竹本副町長。

○副町長 野村議員のご質問にお答えいたします。

町長が申しましたように、国の一定支援の内容が分からないと、町が独自でやろうにも、なかなか検討ができないというところもございますが、物価高対策、長引いておりますので、例えば独り親家庭でありますとか、学生さんに対する支援とかいうようなことを今後また検討していかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

国の重点支援交付金の追加交付が5月中旬ぐらいに決定しました。それが五百数十万円の追加交付がございましたので、そういった財源の有効活用等を考えて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○9番 今、仁淀川町は4,500人程度でございます。5,000万ぐらいあったら、何とかみんなに行き渡るかと思いますが、1万円前後のものは、何とかしてもらいたいが、流通券からいろいろありますので、商品券から。それは独自にやることはできないでしょうかね。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 地域商品券などもありますけれど、国の給付金、これのどれぐらいのボリュームになるか、そういったことも見極めながら、また商品券等、町民に行き渡るような財源が確保されれば、物価高で町民の方も皆が苦しんでおりますので、そういう制度も積極的に考えていきたいとは考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。岡田良成君。

○1番 15ページ、林業振興費、この中の節の説明をお願いしたいと思っております。

○議長 全部ですか。

休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部、答弁。奥田農林課長。

○奥田農林課長 先ほどの岡田議員のご質問に回答させていただきます。

まず最初に、林業振興費の12の委託料の654万5,000円ですけども、これは森林経営管理委託料ということで、現在、林野庁が進めます森林の集約化モデル地域実施事業の中の委託事業となります。

この事業は、森林整備を進めるための集約化が全国的になかなか進まない現状の中で、林野庁がモデル地域を指定し、実証事業を展開するものであります。その中で、集約化に向けた将来像を作成する事業でありまして、今問題となってきております資源涵養や生物多様性の森づくりを具体的にどう進めていくのかということ、大学の教授といった有識者等の専門家や町民の皆様と一緒に作成していくための事業ということになります。

次に、工事請負費のほうになります。これに関しましては、前回の全員協議会の中でもちょっとご説明させていただいた内容となりますけども、林業研修生が毎年7名から8名、全国から集まってきていただいております。その中で、今直面している問題がやはり住宅問題となります。それを少しでも解消していくために農林課としてできることで、研修生用の住宅の建築を環境譲与税を充てさせていただいて実施するものとなります。

次に、公有財産購入費につきましては、上の研修生住宅の土地を町が購入させていただく費用という形になります。現場は森の東村下地区に計画をさせていただいております。

次に、備品購入費につきましては、これは先ほど説明させていただきました森林の集約化モデル地域実施事業の中の予算でございます。内容としましては、ドローンによるレーザー計測及び解析関係の機械ということになります。この計測により、施業地の材積等の森林資源情報、また作業道の最適なルートのシミュレーション計測といった情報を三次元で可視化できるようになるシステムでございます。これにより、森林所有者の皆様へ安心した、しっかりとした施業提案書の作成まで至るというふうに考えております。そのための導入となります。

以上です。

○議長 ほかに。岡田良成君。

○1番 今説明をお聞きしましたけども、森の土地の問題ですが、先日は森の土地と、あるいはその解体費ということで300万という話があったと思うんですが、今の説明の中で

は、土地ということですね。解体が入ってないのか。

それと、先日、常任委員会の中でその現場を見てまいりました。その中で、いろいろな話がありましたけども、代替地として仁淀高校の跡地もどうだろうという検討会をしました。執行部が提案したものは通ると思いますけども、やはり委員会としても、こういう代替地があるということについて、何かその辺りのご意見があったのかないのか、お聞きしたいと思います。

○議長 奥田農林課長。

○奥田農林課長 先ほどの再質問についてご説明させていただきます。

先ほどのご質問のありました土地の購入は土地の購入という形で、工事のほうには、そこに現在あります家と倉庫等を解体する費用はこの240万の中で見込ませさせていただいております。

それと、代替地の問題については、もちろん代替地の検討もさせていただいておりますが、予算的にまずできることから、農林課としてできることから進めたいというふうに思っております、そういった大きな構想はまた別の事業等で検討していくということになろうかと思っております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 これ平たく言ったら、土地のいわゆる購入費、あるいはその300万、今、工事の説明がありましたけども、240万は解体費と。場所的にも、現地を見ましたけども、将来的にいかがなものかということの提起もしております。

私は今この財源の厳しい折に、あるいは、池川にもあります、町の土地が。これ民間の土地だと思うんですけども、今、財源の厳しいときに、あそこの土地を購入して、そしてまた場所的に、通行ができない狭い土地。そしてまた解体が240万、合計540万ですか、というふうな土地を購入して、そしてまた、その下に見たら、宅地の建物は4,000万。2棟でね。

私はちょっと、もう少し有効活用する、無駄なことはしないという観点に立つたら、いかがなものかなと。あるものを活用する。そしてまた委員会の中でも、場所的にも、必ず町民が見てもこの土地だったらいいんかというふうな不安さえ抱える土地なんですよ。

もう少し執行部のほうも、町長にもお願いしたいと思いますけど、大変厳しい財源の中で、仁淀川町の将来を見たときに何が正しいか。その辺りももうちょっと考えていただい

て、誰が見ても、町民から見てもこれはふさわしいねと。この宅地を300万で買ったと。あるいは、建物を撤去するのに240万かかったと。これはええことをやったねというふうな、町民から見ても必ず納得する問題ではないと思うんですよ。

だから、今も言うように、町の土地があります。池川にもありますよ。先日も見ましたけども、町の土地があります。1回目の提案のときも見ました。土地は無料です。建物だけです。

だから、町民目線から見たときに何が正しいか。そしてまた、将来的に物事を考えるか。私はそういう、今現在も大事ですけども、将来に向けて、そういう若者定住をこしらえるんだったらこうする。町長は仁淀高校の跡地に若者定住をこしらえると。宅地は5,000円で売る。話を聞けば、下水道工事ができん。あるいは水道工事ができない。計画があまりにもずさんだというふうに私は思うんです。

だから、もう一度、私はこの議案については賛成はしますけれども、町がそういう意味を考えていただいて、町民の納得のする、あるいは若者定住をこしらえてもらいたい。今、あそこの土手が、今思えば、町民からなるほどねと。あるいは、価格からしてもなるほどねという、町民目線で、町の将来の考え方で行政を行ってもらいたいと思います。

以上です。町長、何かあったら。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 岡田議員のご質問にお答えいたします。

この事業は環境譲与税を活用した事業であり、また、宅地造成につきましても、上水、そして下水、集排ですけど、こういったものも整っておりますので、全くそういった施設がないところよりかは、随分と造成費、そういったものは安価になっております。また、日当たり等もよく、場所的には本当に最適ではないかと思えます。

それと、道が狭いというような意見も言われておりましたけれど、8人乗りぐらいのワゴン車でも十分に通行できる、そういったところがございますので、適地ではないかと考えております。

また、仁淀高校の跡地の問題でございますけれど、5,000円ということで公募もいたしましたが、手を挙げてきてくれる方はいなかったということもあります。となれば、今後、密集した若者定住住宅用地、そういったことも今後考えていかなければなりません。そういった場合には、上水、下水、そういったことも整えてから実施していく、そういうふうに長期的なビジョンで考えていかなければならないと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 同じく15ページで、農業振興費、副町長の説明でオリーブ事業って言っていたと思うんですが、詳しく説明をお願いします。

○議長 執行部、奥田農林課長。

○奥田農林課長 ただいまの藤原議員のご質問に回答させていただきます。

現在、農林課としては、今、町内で進む耕作放棄地、また、これからどんどん加速しそうである耕作放棄地対策として、オリーブの栽培を検討しているところでございます。オリーブ自体は、猿、鹿、イノシシといった鳥獣の対策が必要ないというふうにも聞いております。そういった特性を生かした耕作放棄地対策の柱にならないかということで、今、取組を始めているところでございますけども、そのオリーブの専門家をアドバイザーとして委託させていただきたい予算になります。財源としましては、総務省が進める外部専門家、地域力創造アドバイザー制度を活用させていただくものとなっております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 まず、誰かやる人が手を挙げてないとこの話にならないと思うんですけど、大体やる人は何人ぐらい、規模とか決まっているんでしょうか。

○議長 奥田農林課長。

○奥田農林課長 実は現在、地域の方々が今これに取り組もうということで、何回か打合せはさせていただいております。その中で、4名から5名の方は現在進行中だというふう聞いております。

以上です。

○議長 ほかに。ほかにありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第43号の質疑を終結します。

議案第44号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 再三議題に上がっている内容で、議会で否決されていると思いますが、例えば今回否決されたら、もう、何というんですかね、町長選に併せて住民投票をすとか、何かそういう次の手は考えていますか。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 藤原大議員の質問にお答えします。

住民投票等は今のところは考えてございませんけれど、これからも丁寧な説明をしていきまして、議員の皆様にご理解をさせていただき、そういったことで、これからも丁寧な説明、当然、住民への丁寧な説明をしていきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑。若藤敏久君。

○8番 今の町長の答弁を聞いて思いついたんですけど、これからも丁寧な説明をしていくというように町長は申されましたけど、今現在、これを提出するについては、昨年12月ですか、否決したからこっち、これまでにあまり丁寧な説明を聞いた覚えがないんですけど、何か説明されたのでしょうか。私の記憶間違いだったらいかんので、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長 執行部、黒川教育長。

○黒川教育長 昨年9月の否決後でございますけど、皆さんを集めてとなりますと、全員協議会、その都度行ってきております。前回の3月議会定例会においてはやってないということでございます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第44号の質疑を終結します。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第2号及び第3号、専決処分の報告について（物損事故に関する和解）2件におきましては、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第4号、専決処分の報告について（仁淀川町税条例の一部を改正する条例）は原案どおり承認されました。

報告第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第5号、専決処分の報告について(仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は原案どおり承認されました。

報告第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第6号、専決処分の報告について(令和6年度仁淀川町一般会計補正予算(第8号))は原案どおり承認されました。

報告第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第7号、専決処分の報告について(令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算(第4号))は原案どおり承認されました。

報告第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第8号、専決処分の報告について(令和6年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算(第3号))については原案どおり承認されました。

報告第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第9号、専決処分の報告について(事務委託の廃止)については原案どおり承認されました。

報告第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、報告第10号、令和6年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告については原案どおり承認されました。

議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第39号、仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第40号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第41号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第42号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって、議案第43号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。よって、議案第44号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更については否決されました。

以上で討論・採決を終了いたします。

日程第3、発議第1号、国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書の採択についてを議題といたします。

お手元に発議書がございます。

発議第1号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第1号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第1号については原案どおり可決されました。可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

続きまして、発議第2号、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の採択についてを議題といたします。

発議第2号についても、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第2号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第2号については原案どおり可決されました。可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元の配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和7年第3回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

午前10時43分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員